



介護報酬の改定は、保険料の上昇をなるべく抑え、介護職員の処遇改善や中重度の要介護者へのサービスを充実するものです。

介護サービスの価格である介護報酬は、3年に1度改定されます。今回の改定は、事業所の経営実態等を踏まえ、利用者負担を軽減すると同時に、介護人材確保対策も進め、中重度の要介護者等へのサービスを充実していきます。

1. 利用者負担を軽減し、保険料の上昇も緩和します。

- 高齢化の進展に対応し、平成27年度予算案で介護関係費は2.6%増の約2兆8千億円（国費分）を計上していますが、介護サービスの価格である介護報酬については、経営実態を踏まえた適正化等を総合的に勘案し、▲2.27%のマイナス改定としました。介護保険料の上昇緩和や、介護サービスの利用者負担の軽減を目指します。
- さらに、介護報酬改定とは別に、消費税増収分を活用し、低所得の高齢者の保険料軽減を強化します。（平成27年4月から、特に所得の低い方から一部実施、平成29年4月から完全実施）。

所得段階	現行	H27年4月～	H29年4月～
生活保護の方 非課税世帯で年金収入等 80万円以下の方	5割軽減	5.5割軽減	7割軽減
非課税世帯で年金収入等 120万円以下の方	2.5割軽減		5割軽減
非課税世帯で年金収入等 120万円超の方	2.5割軽減		3割軽減

2. 介護を担う職員の処遇を改善します。

- 介護職員の確保を図るため、介護職員処遇改善加算について、1人当たり月額1.2万円相当の拡充を行い、現行の月額1.5万円相当の加算とあわせ、月額2.7万円相当の加算を実現します。

（現行の加算）

（今回の拡充）

1.5 万円相当 + **1.2** 万円相当 → **2.7** 万円相当

3. 中重度の要介護者や認知症高齢者へのサービスを充実します。

- 特に、中重度の要介護者や認知症高齢者について、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにするため、介護サービスの充実を進めます。

4. 介護サービスの確保に向けた取り組みも充実させます。

- 各都道府県の地域医療介護総合確保基金の介護分を平成27年度から新たに創設し、介護施設等の整備や介護人材の確保を進めます（公費724億円）。
- 在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援の充実・強化などを推進するため、市町村による地域支援事業を拡充します（公費236億円）。